

Go To Eat 食事券事業（北海道） 登録事業者の皆様へ

<北海道商工会議所連合会>

12月15日（火）迄としていた**Go To Eat 食事券事業（北海道）**の制限措置は、
下記の通り「延長」されることとなりましたのでお知らせ致します。

記

1. 制限措置の延長期間：12月16日（水）～12月27日（日）

2. 制限措置の延長内容（これまでの制限措置と同様）

（1）食事券販売の一時停止（対象：全道）

（2）食事券の使用を控えるよう利用者への呼び掛け（対象：札幌市内）

※店内飲食でのご利用を控えていただき、テイクアウト・デリバリーでのご利用を推奨しています。

※店内飲食でのご利用を希望された場合（ご協力の呼び掛けに応じて頂けない場合）の取扱を禁じるものではありません。（食事券は利用可能です）

※札幌市以外の地域は呼び掛けの対象外です。ご利用の際は、以下の項目等を遵守して頂くようご案内して下さい。

4名以内の単位でのご利用

2時間以内のご利用

食事前の手洗い・消毒、食事中以外のマスク着用

咳エチケットの遵守、大量の飲酒をしない、会話の声は小さく

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、北海道コロナ通知システムへの登録 等

3. 札幌市内の登録店は、期間中、下記ページをプリントし店内に掲示する等、食事券利用を控える呼び掛けにご協力願います。

※登録店は、「利用人数の制限」「新北海道スタイル」「外食業の事業継続ガイドライン」を実践して頂きますよう、お願い申し上げます。

ご来店のお客さまへ

(ご協力のお願い)

当市内においては、
新型コロナウイルス感染拡大の
状況を踏まえ、
Go To Eat キャンペーン食事券の
ご利用を極力控えていただくよう
ご協力をお願いしております。

期間

12/16 (水) ~ 12/27 (日)